

○御前崎市ふれあい福祉センター設置及び管理条例

平成16年4月1日条例第105号

改正

平成18年3月10日条例第1号

平成30年3月23日条例第1号

令和4年12月23日条例第32号

御前崎市ふれあい福祉センター設置及び管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の福祉の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、御前崎ふれあい福祉センター（以下「福祉センター」という。）の設置、管理その他必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 御前崎ふれあい福祉センター
- (2) 位置 御前崎市白羽5402番地の10

(事業)

第3条 福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者福祉に関すること。
- (2) 障害者福祉に関すること。
- (3) 児童福祉に関すること。
- (4) ボランティア活動に関すること。
- (5) その他地域福祉に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条の2 福祉センターの管理及び運営に関する業務は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者の指定手続等に関しては、御前崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御前崎市条例第22号）による。

(指定管理者の業務)

第3条の3 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉センターの維持管理、運営及び使用料徴収に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉センターの維持管理及び運営に関し、市長が必要と認める業務

(利用の許可)

第4条 福祉センターを利用することができる者は、市内に居住する者とする。ただし、市長が特別に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 福祉センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。

3 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上又は公益上必要な条件を付し、若しくは必要な指示をすることができる。

（利用の不許可）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターの利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認められるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 専ら営利を目的とするとき。

(5) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められるとき。

(6) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

（入場制限）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、福祉センターへの入場を拒み、又は退場させることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す又はそのおそれがあると認める者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をする者又はこれらに該当するおそれのある器物、動物等を携行する者

(3) その他指定管理者が管理上必要と認めた指示に従わない者

（利用許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用許可の条件又は指示に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。

2 前項の規定によって利用者が損害を受けることがあっても指定管理者はその責めを負わない。

（使用料）

第8条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 指定管理者は、特別な理由があると認めたものに限り、規則に定めるところにより、前条の使用料を免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、福祉センターの利用を終了したとき、又は第7条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに、利用した施設及び設備を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により福祉センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の御前崎ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年御前崎町条例第1号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例第10条の規定によりその管理を委託しているふれあい福祉センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお合併前の条例の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の御前崎市ふれあい福祉センター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、この条例の施行の日前の利用については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

（単位 円）

区 分	午前 9：00～12：00	午後 13：00～17：00	夜間 17：00～21：00
	市内	市内	市内
2階研修室	880	880	1,040
2階交流室（大）	880	880	1,040
2階交流室（小）	660	660	780
2階福祉団体室	660	660	780
1階相談室①②	無料	無料	無料

備考

- 1 市内は、御前崎市居住者及び市内に事業所又は事務所を有するものとする。
- 2 区分をまたぐ場合は、それぞれの使用料の合計とする。
- 3 利用者が入場料若しくは入場料に類するものを徴収する場合は、上記の区分による使用料の100分の200に相当する額を加えた額とする。